

# 役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人真盛園

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真盛園（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき 5,000円

宿泊料 その都度理事長決裁とする

(改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附 則

1. この規程は、平成18年3月27日から施行する。